

2025年6月

お客様各位

西新パレスドーム  
店長

## バッティング回数券保有のお客様へ

さて、2025年4月2日以降販売分のバッティング回数券に関して、利用規約を発効いたしました。

下記にバッティング回数券の内容についてまとめておりますので、ご参照下さい。

### 〈バッティング回数券概要〉

会社名	西鉄ウェルネス株式会社
施設名	西新パレスドーム
商品単価	1枚あたり200円
販売価格	2,000円(10枚綴り)
有効期限	発行の翌日から6ヶ月を経過した日より無効
使用可能施設	西新パレスドーム
残高確認方法	アプリにログインし、チケットをご確認後、 保有チケット枚数に販売単価をかけて算出下さい。
相談窓口	西新パレスドーム 福岡県福岡市早良区西新2丁目2-1 TEL:092-841-2451

尚、2025年4月1日以前に購入されたチケットの有効期限・利用者資金の保全方法・補償等の対応方針は下記の通りです。

有効期限	発行より1年
利用者資金の保全方法	前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項に基づき、前払式支払手段の基準日未使用残高の半額以上の額の発行保証金を、法務局等に供託等することにより、資産保全することが義務付けられており万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債務者に先立ち弁済を受けることができます。また、会社の利用者資金の保全方法は金銭による供託となります。
無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針	会社は、お申し出の日から30日前までに発生した無権限取引により利用者に生じた損失を、利用者に故意または重過失がない限り補償します。